

令和6年度
第5回
定期監査報告書

(健康福祉部)

介護保険課
高齢者支援課
障がい者福祉課

青梅市監査委員

定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項および第4項の規定による監査

2 監査の対象部署

健康福祉部 介護保険課、高齢者支援課、障がい者福祉課

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行等が、予算および議決ならびに法令等にもとづいて、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

4 監査の範囲

令和6年4月1日から令和6年9月30日までの財務に関する事務の執行等

5 監査の期間

令和6年12月2日から令和7年2月26日まで

説明聴取 令和7年2月7日

6 監査の実施内容

監査の実施に当たっては、青梅市監査基準に準拠し、監査の対象部署から提出された関係諸帳簿等の書類審査および関係職員からの説明聴取ならびに現地確認などを行った。

第2 監査の結果

監査に当たっては、予算の執行が公正妥当であるかとの観点から判断したところであり、監査対象部署の所管する財務に関する事務等については、提出された関係諸帳簿等の書類審査および関係職員からの説明聴取ならびに現地確認などにより監査した限りにおいて、法令等にもとづき、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

また、公印の管理、現金および郵券等の管理についても適正に行われていることを確認した。

今後も適正かつ円滑な事務の執行に努められたい。

なお、監査対象部署の事務取扱いの一部に、検討または改善が必要と認められる事項が見受けられたので、要望事項として記載する。

1 事務分掌

青梅市事務分掌規則に定めるとおりである。

2 予算の執行状況（令和6年9月30日現在）

(1) 歳入 (単位：円、%)

課	会計区分	予算現額	調定済額	収入済額	調定に対する収入率
介護保険課	一般	121,899,000	41,238,475	41,238,475	100.0
	介護保険	11,345,563,000	10,570,286,885	5,350,324,300	50.6
高齢者支援課	一般	231,330,000	28,222,127	15,904,660	56.4
	介護保険	95,200,000	156,234,620	30,453,231	19.5
障がい者福祉課	一般	3,813,177,000	1,680,015,673	940,439,899	56.0

(2) 歳出 (単位：円、%)

課	会計区分	予算現額	支出済額	予算現額に対する執行率
介護保険課	一般	1,702,570,000	906,335,054	53.2
	介護保険	10,879,387,000	4,449,608,227	40.9
高齢者支援課	一般	587,676,000	181,672,259	30.9
	介護保険	402,240,000	91,752,420	22.8
障がい者福祉課	一般	5,517,312,000	2,537,966,656	46.0

3 要望事項

各課に対する要望事項については、以下のとおりである。

(1) 介護保険課

ア 介護認定審査会について

介護認定審査会（以下「審査会」という。）は、介護保険法（以下「法」という。）第14条の規定にもとづき審査判定業務のために設置され、要介護者等の保健、医療または福祉に関する学識経験者によって構成される合議体である。

今回監査を実施した中で、審査会に関して特に留意すべき点について、以下のとおり要望する。

(ア) ペーパレス文書共有システム（以下「システム」という。）

について

審査会では、資料の印刷や郵送にかかる事務の効率化、資料の紛失リスクの軽減等を目的にシステムを導入している。

委員 30 名のうち 23 名がシステムを利用しているが、利用者からはシステムの使いづらい点や問題点等についての意見はないとのことである。

一方で、委員 7 名が機器の操作に不慣れなこと等を理由にシステムを利用しており、そのような委員には紙資料をレターパックにより配付するとともに、システムの操作研修や個別の支援を行い、利用を促しているとのことである。

委員への紙資料の配付は、通信運搬費の発生のほか、紛失、漏えいのリスクが伴い、システムの導入目的からすると効果的とは言い難い。

委員の協力が必要ではあるが、委員全員がシステムを利用できるよう、委員に寄り添った丁寧な対応に努められたい。

(イ) オンライン開催について

審査会では、委員の来庁に伴う負担の軽減、委員のなり手不足の解消および感染症対策を目的に、令和 6 年度から審査会の全体会議での承認を得て、オンライン開催を実施している。

委員 30 名のうち 3 名のみが希望によりオンラインで参加しております、令和 6 年度は年 6 回実施予定とのことである。

一方で、委員 27 名がオンラインで参加していない状況から、今後、委員に個別に聴き取りを行い、この原因を把握していくとのことである。

オンライン開催を実施して間もないため、審査会会場での参加はやむを得ないと思われるが、オンライン開催が可能な環境を最大限活用できるよう委員へのサポートに努められたい。

イ 要介護認定について

要介護認定に当たり、法第 27 条第 11 項には原則として認定申請から 30 日以内に処分を行わなければならないと規定されているが、令和 6 年度の処分の実態は、12 月までの状況で平均 40.3 日を要しているとのことであり、法の原則を大きく上回っている。

主な原因は、申請件数の増加に伴う認定調査員への調査依頼および調査報告書作成にかかる日数や主治医意見書取得にかかる日数が増えたためとのことである。

この対策として、認定調査員の確保、主治医意見書取得にかかる医療機関への状況確認連絡期間の変更等に取り組んでいくとのことである。

令和6年規制改革実施計画において、要介護認定の迅速性等に関する情報について、全国、都道府県別、保険者別に毎年度厚生労働省ホームページにおいて公表すること、また、要介護認定の調査および審査の各段階について、保険者が目指すべき目安となる期間を検討し、設定することが閣議決定された。

現行法上の原則30日以内に要介護認定を行うことが望ましいが、今後公表予定の他の保険者の情報や国が設定する要介護認定の各プロセスの目安期間を参考に、デジタルを活用しつつ、認定審査の迅速化を進められたい。

(2) 高齢者支援課

ア 消費税の過払いおよび国費等の申請漏れについて

令和5年度に、本来は非課税である委託業務において、誤って消費税相当分を加えた契約を締結していたことが判明した。

また、国や都から交付される地域支援事業交付金に関し、算定方法の誤りから、本来受けることのできる交付金を受けていなかったことが判明した。

この結果、どちらも過去に遡り、委託先事業者との過払額返還交渉や、未申請の交付金に対する追加交付手続を行っていた。

返還を求めている委託料は、総額9,500万円余と高額であることから、相手方の事業運営にも配慮しつつ、引き続き粘り強く交渉を進め、返還金の収納に努められたい。

他方、交付金の申請漏れは5,100万円余であり、これが判明していなければ、市民に損害を与える結果となるものであるが、両事例とも職務に入念に取り組んでいれば防げたものである。

国や都から送付される制度改正や関連する通知文書についてこれまで以上に精査し、遺漏なく対応する等とのことであるが、同様の事案が二度と発生しないよう、再発防止への取組を徹底され

るよう要望する。

イ 「高齢者暮らしの手引き」について

市の在宅高齢者向けサービスなどの情報をまとめた「高齢者暮らしの手引き」（以下「手引き」という。）には、高齢者クラブや老壯大学の紹介、健康診査や予防接種など健康増進のための情報のほか、各種助成制度や事業など、高齢者にかかる様々な情報が掲載され、大変有意義なものに仕上がっている。

この手引きは、市役所や関係機関への配置、民生委員への配付等を行うとともに、ホームページへの掲載等により周知を図っているが、その作成部数は 5,000 部にとどまっていた。

これは、手引きの製本に要する費用を、掲載する広告収入で賄っているため、その収支の関係から、5,000 部が作成の上限であったとのことであった。

広告収入により製本費用を捻出するという手法は評価するところではあるが、高齢者の中には、手引きを手にしていないだけでなく、その存在すら認識していない者もあることから、作成方法に更なる工夫を講じるなどにより、増刷へ向けた検討をされるよう要望する。

本来、全ての高齢者へ手引きを配付することが理想ではあるが、現在 70 歳以上の市民だけでも 3 万人を上回っており、配付が困難であるなら、より積極的な周知に努め、高齢者に対し一様に情報が行き届くよう取り組まれたい。

ウ 高齢者配食事業について

在宅の一人暮らし高齢者等に、定期的に食事を提供する「高齢者配食サービス事業」に関し、3 件に分けて要望する。

(ア) 本事業は、社会福祉法人青梅市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に委託し、実施している。

社会福祉協議会とは、令和 6 年 4 月 1 日に契約を締結しているが、その契約書および仕様書には配食サービスにかかる業務量が示されない状態で、総価契約を行っていた。

この契約では、契約期間における受注者の受託業務実績にもとづき、契約金額の精算をするとしており、実際に令和 5 年度においては、委託先から実績報告書を徴取し、そこに示された、

受注者における「支出済額」と、当初契約額との差額を追加で支払っていた。

しかしながら、当初の契約書には、配食数や1食当たりの単価など業務量の前提が明記されておらず、何をもって「当初契約」と「実績」の差を計るのか不明であった。

「翌年度事業の予算積算の際に徴取した、配食数や単価が含まれた予算見積計画書と、実績報告書を比較し、それを契約変更の根拠としている。」との趣旨の説明があったが、それが当初契約書に記載がなければ無意味であり、第三者に対し、契約変更の合理的根拠を説明することはできない。

契約に当たっては、あらかじめ想定される配食の数量や、その単価を仕様書に明記するなど、実績にもとづいた精算の根拠が明朗となるよう、契約図書の内容を見直すよう要望する。

(イ) 社会福祉協議会との委託契約では、受注者は、年1回以上配食サービス利用者、ボランティア等の懇談会等を催すこととなっているが、利用者を含めた懇談会は実施していなかった。

利用者の数が260人前後である点、またその多くは買い物や調理が困難な方である点から、実際の懇談会開催は困難とのことであった。

懇談会の開催は、利用者等の声を聴き取り、より良いサービスにつなげることが目的と挙げられる。

本来、契約の内容は忠実に履行されるべきものであるが、上述の理由により事実上開催が困難であれば、契約の内容を見直し、利用者の意見聴取ができる仕組みの導入を検討されたい。

(ウ) 青梅市高齢者配食サービス事業実施要綱では、利用者が生活保護世帯に属する場合は費用の負担を免除することができる旨を定めている。

生活保護世帯には、すでに食費が保護されていることから、この免除規定に矛盾を感じ、説明を求めたところ、「この規定は、虐待等による経済的搾取があった場合等、特殊な場合を想定したもの」との趣旨の説明であった。

しかしながら、これを「生活保護世帯に属する場合」と表現することは適当でなく、誤解を生じさせないよう、当該要綱の

文言を整理するよう要望する。

エ 地域サロン事業について

地域サロンは、住み慣れた地域で生きがいをもって高齢者が集い、仲間づくりをするための場を提供するものとして、市内7か所に開設している。

各地域サロンでは、介護予防教室、演劇、演奏会等のイベントを開催し、地域サロンが単なる集合場所ではなく、新たな趣味を見つけたり、高齢者の社会参加や交流の促進を図る場として効果を挙げている。

各地域サロンの参加者を見ると、イベントの開催が参加者数の増につながっている地域サロンがある一方、参加者が固定化傾向にある地域サロンも見受けられた。

今後、地域サロンの増設を検討していくことであるが、より多くの高齢者が参加できるよう、充実したイベントの企画や、参加の呼び掛けなどに努め、高齢者の誰もが地域ではつらつと過ごせる社会の実現に向けて取り組まれたい。

オ 敬老会事業について

敬老会については、75歳以上の方の長寿をお祝いし、演芸等で楽しいひとときを過ごす集いとして、これまで59回の開催を数えている。

今年度においては、バスによる送迎が、従来の市内全域から一部地域に変更になったにもかかわらず、参加者数は昨年よりも若干増加し、にぎわいをもった開催になったとのことである。

しかしながら、参加者の割合が対象の1割前後の状況であることに大きな変化はみられない。

参加者からは好意的な意見が多いとのことであるが、参加のなかった残り9割の対象者の意見聴取も大切である。

今後予定している対象者全体への高齢者実態調査結果を踏まえ、より多くの高齢者の意見を反映させた長寿の祝いとなるよう検討されたい。

(3) 障がい者福祉課

ア 過払分返還金について

障害者自立支援給付費過払分返還金および障害者日中活動系サ

サービス推進事業補助金過払分返還金は、指定障害福祉サービス事業者の不正請求を理由に指定が取り消されたことによる返還金で、その額は3,463万円余となっている。

これまでに督促、現地調査等を行っているものの、返還金の回収には至っておらず、今後の回収も見込めない状況とのことである。

引き続き法人代表者に粘り強く返還を求めていくことであるが、法務担当とも連携し、返還金の回収に努められたい。

イ 補助金について

社会福祉事業団運営費補助金、地域福祉推進事業補助金および重度身体障害者（児）生活実習等事業補助金は、それぞれの補助金交付要綱および青梅市補助金等交付規則にもとづき実施している。

交付の申請があったときは、当該申請にかかる書類等の審査および必要に応じて現地調査等により、補助金の適否を決定するとし、実績報告書には、収入および支出を証する書類またはその写しを添付することとなっている。

しかし、収入および支出を証する書類等の添付はなく、現地調査による確認も行っていなかった。

実績報告書の審査については、これまでの監査においても繰り返し要望してきたところである。

改めて、補助金の申請時および実績報告時には、補助金交付の適正性が立証できるよう、収支計算書や補助金の使途状況、証拠書類の確認等の審査を厳正に行うとともに、疑問が生じた場合には必要に応じて適切な助言や現地調査を行うなど補助金の額や対象経費が妥当なものであることを検証しつつ、補助金の透明性および公平・公正性を確保し、適正な執行に努められたい。

ウ 青梅市障害者就労支援センターについて

青梅市障害者就労支援センターは、平成20年度に設置し、事業運営については公募により選定した社会福祉法人に委託しており、その事業の専門性および利用者への支援体制が整っていることを鑑み、特命での随意契約を繰り返している。

担当課では、当該社会福祉法人以外で、本事業を実施できる事

業者の把握はしていないとのことであるが、今後は、他事業者の情報収集に努め、契約事務の透明性、競争性および公平・公正性の確保に努められたい。

エ 聴覚障害者手話通訳者・要約筆記者派遣事業について

聴覚障害者に対し、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行う事業では、利用者が派遣の申請をしたにもかかわらず、当日になってキャンセルするなど、手話通訳者は派遣されたが、実際に手話通訳等が行われていなかった事例が複数見受けられた。

こうした場合でも、市は派遣の依頼先に委託料を支払うこととなるが、青梅市障害者等意思疎通支援事業実施要綱では、市が支出した委託料に相当する額は、利用者に請求することが規定されている。

しかしながら、担当課では、当該規定についての認識がなく、利用者への請求を行っていなかった。

これは、令和6年度だけでなく、従来から同様に対応してきたことであった。

「相手が障がい者なので請求は難しい。」との説明であったが、定められた事項は忠実に実施しなければ当該要綱の存在意義がなく、正当化は困難である。

本来、支払いを求めるべき経費の請求を行わないことは、単に不要な支出をしただけということになり、その代償は、担当職員ではなく納税者が負うこととなる。

利用者に対し、あらかじめこれらのルールを明確に説明しておけば、請求することに何ら問題はなく、公平性を確保する観点からも、支払いを求めるべきものは求め、納税者目線に立った姿勢で業務に取り組むよう要望する。